

母語教育の研究動向

「なぜ母語教育は必要か」についての主張や理論の整理

野津 隆志

【注】ここでの整理は、野津隆志の次の論文を加筆修正したものである。

野津隆志 「母語教育の研究動向と兵庫県における母語教育の現状」 科研報告書 外国人児童への母語学習支援体制の構築に関する国際比較研究（基盤研究C：松田陽子代表） 平成22年。

1. 母語教育の不在

日本の公立学校では外国人児童生徒の母語教育はほとんど行われていない未開拓分野である。もちろん、韓国・朝鮮学校やそのほかの民族学校では、母語の保持が重要な教育課題とされ、民族アイデンティティの確立のために母語教育が実践されてきた(湯川 2004)。また、兵庫、京都や大阪府下では、小中学校に「民族学級」が設置され、そこで母語教育が行われてきた(宋 2000、金 2006)。

しかし、新渡日の児童生徒の母語教育について見ると、今日まで取り組みが十分行われてきたとは言い難い。周知のように、日本政府が入管法（正式名称：出入国管理及び難民認定法）を改正し、多数の日系人を受け入れ始めたのは1990年である。それ以来、増加する新渡日児童生徒の学校就学をめぐって多くの研究が蓄積されてきた。各自治体の実態としても、公立学校への受け入れ体制はある程度整備されてきている。

しかし、言語教育に限ってみると、今までの研究はおおよそ日本語教育に限られ、いかに日本語を習得させるかという学習指導論に特化していた。母語教育については、ほとんど顧みられることなく、あっても母語を使うボランティアによる支援などが実態であり、日本語学習の補助的役割でしかなかったといえよう。

実際、文部科学省の外国人児童教育の方針を見ると、日本語指導のみが先行し、母語指導は視野に入っていないことがよく分かる。文部科学省の「外国人児童生徒教育の充実方策について」（平成20年6月報告）によれば、文部科学省は外国人児童生徒に対する施策として、「JSL（第2言語としての日本語）カリキュラムの実践支援」「JSLカリキュラムの開発」「日本語指導教室の設置」「日本語指導等の専門的な研修」など日本語教育の拡充整備の重要性を指摘し、いくつもの施策を提言している¹。しかし、母語指導に関する施策は示されていない。母語については、外国人児童生徒受け入れセンター校に「母語のわかる指導協力者やコーディネーターの配置」また「就学ガイドブックの多言語による

1 文部科学省 「外国人児童生徒教育の充実方策について」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm)

提供」など、学校で学習するための補完的役割しか与えられていないのである。

兵庫県は2006年度（平成18年度）から、新渡日の外国人児童生徒に対する母語教育支援事業を実施した²。この事業は、県内の新渡日の外国人児童生徒が就学する小中学校10数校で母語学習教室を開催し、母語・母文化に対する体験や理解を促進することを目的にしたものだった。先進的な取り組みと言えるだろう。

しかし、兵庫県の母語教育支援事業もわずか3年で終了した。兵庫県としてはどうしても継続しなければいけない事業とは考えなかったようだ。さらには母語教育を子どもに受けさせたいという保護者の声も、行政を動かすほどの広がりをもたなかったのだろう。現在は他のページに記されているように少数の学校やNPOで小規模に行われているのみである。

なぜ母語教育はこれほど低調なのだろうか。母語教育が広まらない理由は何だろうか。太田氏が述べるように、従来、日本語の習得が授業へのアクセスの絶対条件であるという前提に日本の学校が立脚していたことがその要因の一つかもしれない（太田 2000年：178頁）。

その他の重要な要因として、そもそもなぜ母語教育が必要かという議論が活発に行われていない現状があるのではないだろうか。実際の学校現場でも研究者の間でも日本語教育ほど母語教育が真剣に議論されているとは言い難い。そのため、外国人児童生徒の母語教育の必要性についての認識が形成されていないと思われる。つまり、母語教育は大事だと主張する根拠があいまいなまま取り残されているため、切実な課題とは見なされていないのである。

以下ではこうした現状を踏まえ、現在の母語教育の必要性に関する研究者の主張や理論を整理する。現在、従来の「母語教育の不在」が批判され、母語を教えることの重要性がさまざまな立場から主張されはじめた。以下でそれらを整理して、今後母語教育の重要性を議論するための素材を提供したい。

2. 母語教育の必要性をめぐる研究

ここでは主に日本の外国人児童生徒を対象とした研究の中から、母語教育の必要性がどのような論拠や背景から主張されているかを簡単に整理しておきたい。ここでは真嶋氏（2009）や庄司氏（2009）の整理を参考にして以下の3つに区分した。

(1) 教科学習と日本語能力の形成のための母語

2 兵庫県教育委員会 「平成20年度新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業実践報告書」

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/document/bogo-report/h20bogokyouikushien.pdf>

母語教育の重要性を主張する大きな潮流は、まず言語教育学の知見から生まれ、教科学習や日本語能力形成に母語を活用するための研究が蓄積されている。中でも、ジム・カミンズ (J. カミンズ他 2005) の「生活・学習言語論」や「二言語相互依存論」は大きな影響力を持ち、母語教育の理論的根拠として、また同時に新渡日児童の言語習得や認知能力全般の獲得の困難さを説明する概念として言及されている (清田 2006 : 69 頁)。

カミンズの生活・学習言語論は、言語能力を日常生活で具体的な事物・事象と関連して習得する生活言語 BICS (Basic interpersonal communicative skills) と、学校で抽象的・概念的学習により習得する学習言語 CALP (Cognitive/academic language proficiency) に分け、生活言語を土台にして学習言語が効果的に習得できると主張する (高橋明子 2007)。また、母語と第二言語 (新渡日児童の場合は日本語) は、相互に依存し形成され (二言語相互依存論)、母語が発達すれば、第二言語の学習の伸びも早いとする。

このカミンズの仮説は、学校現場で母語教育やバイリンガル教育を研究・実践する人たちの理論的根拠として大きな影響力を持ち始めている (清田 2006、2008、小田 2008、高橋 2008、穆 2008、櫻井 2008)。たとえば、岡崎氏などは積極的に母語を活用した教科学習方法や、日本語と母語の 2 言語を相互伸張させる「日本語・母語相互育成学習教材」などを開発している (岡崎、中島 2005)。

(2) アイデンティティ形成のための母語

言語は文化の一部であるから子どもの文化的アイデンティティ形成に深く関わっている (関口 2003、山中 2010)。そのため、母語によって「母文化の中の自己」が形成されるというアイデンティティ形成論の立場から母語教育の必要性が主張されてきた (松原 2004)。特に、在日韓国・朝鮮児童生徒の教育では、母語や母文化に触れる体験を重視した民族アイデンティティ形成教育の実践が積み重ねられてきた。新渡日児童生徒の教育に関しても、石井 (1999) は、「母語の学習機会が多様な言語背景をもつ子どもの自尊感情を高め、情緒的な安定とアイデンティティ確立を支援する」と述べ、自己肯定観や自尊感情形成のために母語教育が必要であると主張している。なお、母語とアイデンティティの研究では、新渡日児童のアイデンティティ形成の過程は平坦ではなく、自己のルーツの否定や隠蔽 (改名など)、葛藤、アイデンティティの揺らぎなどのさまざまな課題が生じていることが指摘されている (高橋 2009 中山 2010)。

(3) 家族コミュニケーションのための母語

家族内のコミュニケーションを維持するために、また家庭内で母文化を継承するために、母語の習得が重要だと指摘されている。特に保護者にとっては日本語習得が子ども以上に困難な現実があるため、保護者との母語によるコミュニケーションの維持は切実な課題である。

しかし、「家族コミュニケーションのための母語」の研究では家庭で母語を維持するこ

との困難も指摘されている。日本生まれの「2世」や「3世」のばあい、また幼少期に渡日した子どもにとっては、日本語が優位となり母語習得機会を失いがちである(中山 2010)。そのため、「2世」や「3世」と母語しかできない親とのコミュニケーションの断絶や親子の心理的不安定をもたらすことがたびたび指摘されている(吉富 2001)。たとえば、高橋(2009)は中国帰国者の子どもたちと親との「希薄なコミュニケーション」の実態を詳細なエスノグラフィーに基づき記述している。こうした家族内コミュニケーションの問題をふまえ、家族コミュニケーションの維持のための母語教育の必要性が主張されている。

3. 今後必要な議論

2. で述べた3つの「必要性論」のほかにもこれまで日本では未だ広く議論されてはいないが、筆者が重要と考える母語教育の必要性に関する論拠は次の三つである。

(1) 母語権利論

母語権利論は、欧州で1970年代以降主張されてきた人権論の一種である。母語権利論では言語を人権の一つとして捉え、人権保障の観点から母語の学習を維持・発展させていこうと主張する(キムリッカ 1998)。

アメリカでも1968年に「バイリンガル教育法」が成立し、その後の法修正を経てマイノリティの母語学習と母語使用の権利が主張されてきた(末藤 2002)。母語権利論では、言語的・文化的にコミュニティの中で少数者(マイノリティ)であったとしても、各自が母語で行政サービスを受け、母語で教育を受ける権利を厳格に保障すべきであると主張している(坂本 2008)。

日本では、民族マイノリティ支援の弁護士団体、NPOや民間団体から母語権利論が主張されてきた(外国人権法連絡会 2007)。例えば、2002年に全国の日本語支援団体の組織である「日本語フォーラム実行委員会」は、日本語フォーラム全国ネットにおいて「多文化・多言語社会の実現とそのための教育に対する公的保障をめざす東京宣言」および「行動計画」を示した。これらの文書の中では、社会の中で異文化・異言語を持つ少数者が不利な立場に置かれることがないように多文化・多言語社会の創造が必要であると述べ、学校教育においても人権保障の立場から母語維持・伸張教育やバイリンガル教育を推進することを主張している(日本語フォーラム 2002)。

こうした権利として母語教育をとらえる視点は、従来の「多文化共生論」ではやや軽視されてきた「制度構築」による問題解決へのアプローチとして重要である³。人権論は社会的公正と平等の原理に立脚し、マイノリティの社会生活、職業、教育、医療などに存在す

3 社会学者の梶田・丹野・樋口(2005)は、従来の多文化共生論が社会文化的領域で漠然とした<共生>を訴えるのに対して、政治経済領域での「マイノリティの参加」と「マジョリティとの平等」を制度面で実現する<統合>を重視すべきだとする(梶田・丹野・樋口 2005: 285-305頁)。

る不利な取り扱いを、制度改革を通して解決しようとする言説（アプローチ）である。母語を権利として議論することにより、たとえば母語を学校や職場で使用する条件整備、日本語とのバイリンガル教育の実施、母語使用による受験や進級のための試験制度改革などについて「政府」や「地方自治体」の責任を問い、母語の制度的保障を「政策課題」のレベルに押し上げ、法的整備や制度づくりが議論できる。志水・清水氏他は新渡日児童生徒に対する「母語保障」を、「高校全入」と並ぶ政策課題と指摘し、「日本人が日本の公立学校で日本語を学ぶことが保障されるのと同じ論理で、外国人が日本の学校で母語を学ぶ権利を享受されるべきである」と主張している（志水・清水他 2001：371 頁）。母語権利論は、今後、母語教育の推進を政策・制度面で実現するために重要な視点である。

(2) 母語資源論

母語教育の必要性をより現実的な社会経済生活とリンクさせ、母語の経済的価値を主張する研究として、母語資源論が挙げられる。母語資源論は、個人が母語を習得し活用することが

個人の経済的活動の資源となるとする（ジム・カミンズ，マルセル・ダネシ 2005、松田 2009：255 頁）。たとえばスペイン語が使えれば世界の巨大なスペイン語経済圏で仕事に関わるチャンスが生まれる。

従来、日本ではマイノリティ集団の言語（母語）教育論は、それを必要とする個人のレベルに焦点化される傾向があった。しかし、母語資源論は、より広い社会的・経済的文脈から多様な母語習得者を貴重な社会的資源として認め、多様な母語運用能力者を長期的に育成していくことが社会のメリットになると主張している。たとえばカミンズとダネシ氏（2005）によると、母語（この著書では継承語とされている）を育成することは、将来的にその国の国際協力や国際理解、外交関係にも役立つと言う。また、多様な言語使用者の拡大は、競争相手の言語文化に精通する人材を増やし、国際的な経済関係を発展させる「経済資源」として母語教育が重要であると主張されている。

本来、母語を国や地域の資源と考え、資源育成を図るという考え方は、カナダやオーストラリアで発展してきた多文化主義の政策理念に直結していた。外国から移民を積極的に呼び込み、国の成長戦略の資源としようとする考え方である（関根 2000）。

母語資源論は日本では未だ多くは議論されていない。しかし、庄司氏（2009）が主張するように、あまりに理念先行的な母語アイデンティティ論や母語権利論だけでは実際に新渡日児童生徒の学習意欲を喚起することは不可能である。むしろ、現実的で実利的な効用を強調した母語資源論の議論を深めることが個人の母語学習への動機付けを高め、また社会のマイノリティ言語への関心を高めるだろう。母語資源論は今後の母語教育の効率的普及のために重要な論点と考えられる。

(3) 帰国・往来のための母語教育

これは新渡日児童生徒の「移動する生活」を視点とした母語教育の必要性である。一般の日本人は、新渡日外国人の日本での生活パターンを、「定住化」「永住化」⁴という側面のみからとらえがちである。確かに、欧米の移民の歴史が物語るように、移民は段階的に「一時的労働移民」から「居住の長期化」、「永住化」に向かう（梶田他 2005:12-13 頁）。その傾向は日本でも生じている。90年代初めまでは年間 5000 人程度だった永住権取得者はその後急激に増加し、2008 年には外国人登録者全体の 41%に上る（日経ビジネス 2009 年 11 月 23 日）。こうした新渡日外国人の「定住化」「永住化」の進行から、我々は単純に定住と永住のために日本語教育が必要という結論を導き出しがちである。

しかしながら「外国人の定住化・永住化」は事実であるが、事実の半面でしかない。実の裏面には「帰国と往来」という現実がある。

まず、新渡日の児童生徒は、将来、母国に帰国するリスクを常に背負って生活している家族の一員である。新渡日者はいつ帰国するかわからない生活の不安定さを抱えている。2008 年のリーマン・ショックから始まった現在の世界同時不況は、多くの帰国者を作り出した。マスメディアは、経済状況の悪化によって、「単純労働」と「派遣請負」を主な就労形態とする新渡日の労働者が大量解雇され、他の雇用先への移動、さらには失業から帰国へと移動の連鎖が生じていることを繰り返し報道した⁵。

朝日新聞（2010 年 3 月 23 日）は、第一面に「日系の子 言葉の迷子」と題した記事を掲載し、不況で職を失った大勢の日系人の中に「7 年日本で暮らしたためポルトガル語での学校生活が不安な子ども」「日本語も母語もいずれも満足に使用できないダブルリミテッドの子ども」が各地に浮かび上がっている現状を伝えている。昨年起こった東日本大震災と福島原発事故後も多数の外国人が帰国した。母国に帰ったとき就学がスムーズに可能となるために、日本で母語を学習しておくことは、将来のリスク回避策としてきわめて重要である。また、こうした子どもが将来、再来日しても受け入れ可能な教育システムを構築しなければならない。

4 「定住者」とは、「日系二世、三世である外国人」「定住インドシナ難民」「中国残留日本人孤児・婦人の 2 世・3 世」などに用いられる在留資格者。日系二世、三世は自動的に定住者資格が取れるが、少なくとも、3 年毎に更新許可の申請が必要。永住者とは、在留期間の制限なく日本にいられる在留資格者。永住資格を取るためには、「日本人の配偶者等」を保有するものは満 3 年以上（ただし、日本人の実子の場合、1 年以上）の在留期間、「定住者」を保有するものは満 5 年以上の在留期間が必要である。

5 インターネット情報には、「自動車、電機の崩落で深刻化 外国人労働者の解雇が急増中！」（<http://diamond.jp/articles/-/697>）

「『帰国するか職探しか』ブラジル人悩む 雇用保険、迫る給付終了」（http://www.chunichi.co.jp/hold/2010/koyou_houkai/list/200907/CK200907070200025_3.html） といった記事が数多く掲載されている。

また、新渡日児童生徒の中には「往来する子ども」も多い。現在の移民研究では「トランス・マイグランド」あるいは「リピーター」と呼ばれる母国と移民先（就労先）を往来し、あるいは他地域に移動する集団の特徴が指摘されている（桑原 2001、桶河 2009、野津 2010）。日本に定住する家族であっても、その子どもの中には母国と日本の2国間を繰り返し往来しながら生活している子どもたちが数多く存在する。詳細な往来に関する実態把握は未だなされていないが、往来する児童にとって、日本語だけの教育では不十分であることは明らかである。

しかし、現在こうした「移動する児童」の存在は例外的なものとして扱われ、移動元と移動先の子どもの言語教育はどう連続し、どう調整すべきかについてほとんど議論されてこなかった。移動する児童にとっては日本語教育と母語教育のどちらか一方では不十分であり、バイリンガル教育も必要となるだろう。今後、往来と帰国のための母語教育という長期的な視点からの議論が重要と考えられる。

4. 参考文献（母語教育に関する文献目録）

穆 紅（2008）「どのような母語保持努力が母語・日本語の認知面の発達を促すかー 中国語を母語とする子どもの場合ー」『世界の日本語教育. 日本語教育論集』 18号 95-112頁。 <http://www.jpfd.go.jp/j/japanese/survey/globe/18/06.pdf>

外国人入国法連絡会編（2007）『外国人・民族的マイノリティ人権白書』 明石書店。

兵庫県教育委員会（母語教育支援センター校等連絡会）（2009）『平成20年度 新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業 実践報告書』。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/document/bogo-report/h20bogokyouikushien.pdf>

石井美佳（1999）「多様な言語背景をもつ子どもの母語教育の現状ー神奈川県内の母語教室調査報告」『中国帰国者定着促進センター紀要』 148-187頁。

<http://www.kikokusha-center.or.jp/resource/ronbun/kiyo/07/7-ishii.pdf>

ジム・カミンズ、マルセル・ダネシ、中島 和子、高垣 俊之（2005）『カナダの継承語教育』 明石書店。

梶田孝道、丹野清人、樋口直人（2005）『顔の見えない定住化ー日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』 名古屋大学出版会。

河原俊昭編著（2004）『自治体の言語サービスー多文化社会への扉をひらく』 春風社。

金兌恩（2006）「公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の位置に関する社会学的考察：大阪と京都における『民族学級』の事例から」『京都社会学年報』 14号 21-41頁。

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006558172>

清田淳子（2006）「言語少数派の子どもの学習支援における母語活用の可能性の追求ー来日直後の中国人児童を対象とした『国語』支援の実例からの検討」『多言語多文化研究』 12巻1号 68-98頁。

http://teapot.lib.ocha.ac.jp/ocha/bitstream/10083/50460/1/10_064-067.pdf

清田淳子（2008）「母語使用を受け入れいる指導ストラテジーの分析-教科・母語・日本語相互育成学習に基づく実践から-」 お茶の水女子大学『人間文化創成科学論叢』11巻 109-119頁。

http://teapot.lib.ocha.ac.jp/ocha/bitstream/10083/34650/1/12_109-119.pdf

桑原靖夫編（2001）『グローバル時代の外国人労働者—どこから来てどこへ』 東洋経済新報社。

松田陽子（2009）『多文化社会オーストラリアの言語教育政策』 ひつじ書房。

松原好次（2004）「外国人児童生徒のための母語保障 神奈川県内の事例研究」

宮島喬、太田晴雄編著（2005）『外国人の子どもと日本の教育-不就学問題と多文化共生の課題』 東京大学出版会。

中島和子（2005）「ポルトガル語を母語とする国内小・中学生のバイリンガル会話力の習得」 鎌田修・筒井通雄・畑佐由紀子・ナズキアン富美子・岡まゆみ編 『言語教育の新展開 牧野成一教授古希記念論集』 ひつじ書房 399-423頁。

中山尚子（2010）「中国帰国者三・四世の母語学習とアイデンティティ形成—兵庫県の事例から—」（神戸大学大学院国際協力研究科修士論文）

日本語フォーラム（2002）「東京宣言：多文化・多言語社会の実現とそのための教育に対する公的保障を目指す東京宣言」

http://homepage3.nifty.com/N-forum/tokyo_declaration_nihon.html

野津隆志（2010）「タイにおける外国人児童の学校不就学の要因 — サムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例より —」 年報タイ研究 No.10, 2010 pp. 1-16. <http://thaigakkai.org/Journal/jthai10/>

小田珠生（2007）「母親による言語少数派生徒の母語保持・育成教育の可能性—母語・日本語・教科相互育成学習モデルの実践から—」 お茶の水女子大学日本言語文化学会『言語文化と日本語教育』 34号 1-10頁。

<http://teapot.lib.ocha.ac.jp/ocha/handle/10083/50568>

OECD 編著（斉藤里美監訳、木下・布川訳）（2007）『移民の子どもと学力—社会的背景が学習にどんな影響を与えるのか』 明石書店。

太田晴雄（2000）『ニューカマーの子どもと日本の学校』（国際社会学叢書—ヨーロッパ編） 国際書院。

岡崎敏雄（2005）「年少者日本語教育と母語保持—日本語・母語相互育成学習における学習のデザイン」 鎌田修・筒井通雄・畑佐由紀子・ナズキアン富美子・岡まゆみ編『言語教育の新展開』 ひつじ書房 383-397頁。

岡崎敏雄（2005）「外国人年少者の教科学習のための日本語習得と母語保持・育成：小学校中高学年と中学生の学習支援」 文藝言語研究（言語篇：筑波大学文藝・言語学系） 47号 1-13頁。 <https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/9797>

桶河優子(2009)「滋賀における在日ブラジル人学校の教育― BAU 学園の事例から―」
滋賀大学大学院教育学研究科論文集 第12号. 137-147頁

<http://libdspace.biwako.shiga-u.ac.jp/dspace/bitstream/10441/8005/1/kenkyukaronbunshu12pp.137-147.pdf>

坂本恵(2008)「災害時の多国籍住民支援はどこまでできたのか～日本における言語権の確立に向けて～」 福島大学行政政策学類 福島大学地域創造支援センター。

<http://ir.lib.fukushima-u.ac.jp/dspace/handle/10270/2028>

櫻井千穂(2008)「外国人児童の学びを促す在籍学級のあり方― 母語力と日本語力の伸長を目指して」 母語・継承語・バイリンガル教育(MHB)研究 4巻1― 26頁。

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110009357411>

関根政美(2000)『多文化主義社会の到来』 朝日新聞社。

関口知子(2003)『在日日系ブラジル人の子どもたち--異文化間に育つ子どものアイデンティティ形成』 明石書店。

渋谷謙次郎, 小嶋勇編著(2007)『言語権の理論と実践』 三元社。

志水宏吉・清水睦美編著(2001)『ニューカマーと教育-学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって-』 明石書店。

末藤美津子(2002)『アメリカのバイリンガル教育』 東信堂。

宋英子(2006)「在日朝鮮人の子どもの日本語による教育からの乗り越え」 山本雅代編著『日本のバイリンガル教育』 明石書店。

庄司博史「フィンランドにおける移民への母語教育」 庄司博史編「移民とともに変わる地域と国家」人間文化研究機構国立民族学博物館, 2009 279― 296p

http://ir.minpaku.ac.jp/dspace/bitstream/10502/3992/1/SER83_018.pdf

高橋明子(2007)「ダブルリミテッドの子どもたちの言語能力を考える― 日本生まれの中国帰国者三世・四世の教育問題」 『母語・継承語・バイリンガル教育 (MHB)研究』 3巻 27-49頁。 <http://ci.nii.ac.jp/naid/110009357407>

高橋朋子(2008)「日本生まれのニューカマーの子どもたちへの継承語教育について考える」『多文化社会と留学生交流(大阪大学留学生センター研究集録)』12号 61-74頁。

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40016453877>

高橋朋子(2009)『中国帰国者三世四世の学校エスノグラフィー―母語教育から継承語教育へ』 生活書院。

ウィル・キムリッカ(角田、石山、山崎監訳)(1998)『多文化時代の市民権― マイノリティの権利と自由主義』 晃洋書房。

吉富志津代(2001)「在日日系南米人の母語教育― 草の根の活動現場から公的支援を考える」 KOBE 外国人支援ネットワーク編著『日系南米人の子どもへの母語教育― 日系南米人の子どもの実態から―』(在日マイノリティスタディーズI) 神戸定住外国人支援センター。

吉富志津代（2009）「在日日系南米人の母語教育- 草の根の活動現場から公的支援を考える」兵庫県教育委員会『兵庫県外国人児童生徒受入促進運営協議会 配布資料』。

湯川笑子（2004）「3- 5世のための継承語教育- 半世紀にわたる朝鮮学校教育実践の成果と課題」東京学芸大学国際教育センター編 『外国人児童生徒教育と母語教育』東京学芸大学国際教育センター。

横浜市国際交流協会 YOKE（2002）「横浜市国際交流協会（YOKE）と横浜市立港中学校との連携による母語を生かした学習支援モデル事業（実施報告書）」。